

第5回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成27年12月2日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階302会議室
- 3 出席委員 山口会長、西村副会長、光川委員、大久保委員、中村委員
- 4 欠席委員 川勝委員、廣田委員
- 5 事務局 安井財政部次長兼財政調整課長、福吉課長補佐、村山主査、加藤臨時職員
- 6 傍聴者 なし
- 7 議 題
 - (1) 個別評価表について
 - (2) その他
- 8 配布資料
 - (1) 日程表
 - (2) 新規要求補助金等及び増額要求補助金等にかかる個別評価表

開 議 9時28分

(山口会長)

ただいまから、第5回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、出席5名、欠席は、川勝委員、廣田委員2名ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

本日の資料は、会長に作成いただきました新規要求補助金等及び増額要求補助金等にかかる個別評価表になります。

よろしくをお願いします。

(山口会長)

それでは、早速、議題1 個別評価表について、前回の審議内容を踏まえ、案を私と

西村副会長で相談、協議し、作成いたしました。

内容を私からご説明いたしますので、皆様方のご意見をいただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

まず、新規補助金等個別評価3件です。

初めに、「農業振興資金利子補給金」です。

新規補助金等は、事業の趣旨・目的を書き、それに対する評価、コメントという形式にしました。

事業の趣旨・目的は、実行プラン等を書いてあることです。

総合評価は、B評価です。

評価コメントは、「農業の置かれている現状から、本制度の創設はおおむね妥当と考えるが、創設に当たっては農業関係の従来の資金との違いや整合性、必要性を明確にすることを要望する。」と、皆様のご意見をこのように整理しました。

次に、「農業水産業の振興に関する補助金（認定農業者支援事業）」です。

総合評価は、B評価です。

評価コメントは、「市内農業生産の維持発展のため、努力している認定農業者が環境に配慮した高品質の農産物を市民に提供することを目的とした事業であり、創設はおおむね妥当と考える。ただ、環境保全という名目の下、認定農業者の農業経営改善目標達成に寄与するという説明だけでは不十分である。資材の調達等は基本的には自立で行うべきものである。他の農業従事者との公平性の観点、また、既存補助金等との整合性の面からも市の農業政策全体の中での位置づけを明確にすることを要望する。」と、光川委員や川勝委員の意見を整理しました。

次に、「流山市ポイントカード支援事業費補助金」ですが、正式には、流山市とは付けずに、「ポイントカード支援事業費補助金」となります。

総合評価は、C評価です。

評価コメントは、「本市商店街の活性化のために創設した同事業の低迷打破のために本補助事業を創設するとしているが、同事業の現況からみると、カード加盟店拡張への実効性及び事業効果に疑問がある。同事業自体の根本的な見直しが先決と思われる。検討を要する。」と、皆様の意見をまとめました。

計3件の総合評価、A評価は、ありません。B評価2件、C評価1件、D評価は、ありません。

引き続き、増額補助金等個別評価です。

平成27年度予算額は当初予算額です。昨年の12月の答申と同じスタイルにしました。

最初に政務活動費ですが、こちらは、評価対象外です。

参考として、26年10月1日答申の総合評価は、B評価でその際的评价コメント「議会の議論に委ねる。」としました。

「今回の増額は、平成27年度の市議会議員改選に伴う平年度化増で前年度予算11月分計上を平成28年度予算12月分計上」したためです。

次に、「企業立地促進奨励金」です。

総合評価は、A評価です。

評価コメントは、「本奨励金は、本市への企業立地を促進し、本市の産業の振興、雇用機会の拡大等を図るため、誘致立地企業に対し、奨励措置（当該企業の固定資産税及び都市計画税収納相当額を一定期間助成）を講じるものである。増額は、平成27年10月に立地した企業1社にかかるものであり、妥当である。市民の雇用機会の拡大等さらなる事業拡大に期待する。また、本審議会が要望した「実績・効果等の公開」については、平成27年9月から市ホームページで掲出されており、評価したい。」と、しました。

次に、「重度障害者自動車燃料費助成金」です。

総合評価は、A評価です。

評価コメントは、「本助成金は、日常生活を営む上で、公共交通機関を利用することが困難であるため、自動車の運行を必要とする障害者に、その燃料費の一部を助成するものであり、障害者の社会参加及び自立の促進に寄与しているものといえる。増額は、助成対象人員の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。」と、しました。

次に、「福祉タクシー利用補助金」です。

総合評価は、A評価です。

評価コメントは、「本補助金は、本市在住の重度障害者が利用する福祉タクシーの料金の一部を助成するものであり、重度障害者の社会活動参加の促進に寄与しているものといえる。増額は、規則の改正等に伴う利用者の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。」と、しました。

次に、「身体障害者住宅改造費助成金」です。

総合評価は、A評価です。

評価コメントは、「本助成金は、身体障害者又は当該身体障害者の主たる扶養義務者が、障害者の住宅として適応させるべく住宅の改造を行った場合、その改造に要した費用の一部を助成するものであり、身体障害者及びその家族の日常生活の利便の向上と自立の促進に寄与しているものといえる。増額は、助成対象者の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。」と、しました。

次に、「障害者支援施設等通所交通費助成金」です。

総合評価は、A評価です。

評価コメントは、「本助成金は、福祉作業所等に通所する本市在住の障害者に、通所にかかる交通費を助成するものであり、障害者の社会参加、生活の安定に寄与しているものといえる。増額は、利用者の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。」と、しました。

次に、「障害者福祉施設整備事業補助金」です。

この補助金は、創設が平成14年です。過去、補助金等審議会の評価がありません。平成16年、17年に補助金等審議会が始まり、平成20年に最初の答申がありまし

たが、その中に入っていないようです。

総合評価は、A評価です。

評価コメントは、「本補助金は、市内にグループホーム等を建設する社会福祉法人等に施設整備費の一部を助成することで、在宅障害者が入居可能となり、障害者を抱える介護者の軽減が図られ、障害者が住み慣れた地域で生活ができるようになるとともに、「親亡き後」の安心した体制づくりが期待できることを目的とするものである。市内唯一の社会福祉法人である「まほろばの里」から、グループホームの施設整備に向けての事業計画書の提出があったことから、平成28年度において予算要求するものであり、妥当である。」と、しました。

次は、「就労支援施設利用者負担助成金」です。

総合評価は、A評価です。

評価コメントは、「本助成金は、障害者総合支援法に基づく、就労支援施設利用（原則1割負担）に伴う障害者及び家族の負担の軽減を図るとともに、障害者の就労意欲の減退を防止し、障害者の自立の促進に寄与しているものといえる。増額は、利用者の増が見込まれることによるものであり、妥当である。」と、しました。

次は、「私立保育所整備費補助金（賃貸物件市単独補助分）」です。

総合評価は、A評価です。

評価コメントは、「本補助金は、保育所の整備に当たり、土地の確保に困難さが伴う本市の現状から、マンション等の一部を利用した賃貸物件による保育所整備に対し、その費用を一部補助することで、子育てにやさしい街づくりを標榜する本市として、待機児童の解消策としては当面必要な事業といえる。大幅な増額となっているが、平成27年度をもって、これまでの「安心子ども基金」からの助成がなくなることに伴い、同基金からの補助相当額を市が負担することに伴う増加であり、妥当と考える。しかし、現状のままでは、本市の負担は増加の一方となることが危惧される。子育てに関する政策は、国全体で取り組むべき課題の一つでもある。「安心子ども基金」に代わる新たな助成制度の構築等国・県を巻き込んだ対策の検討が必要である。」と、しました。

次は、「私立保育所 AED 設置事業補助金」です。

総合評価は、A評価です。

評価コメントは、「本補助金は、児童の健康維持、子どもの安全・安心等のため、初期救命に効果のある自動体外式除細動器（「AED」）を設置する私立保育所に対し、その設置・リースに要する費用の一部を補助するものであり、当面はやむを得ないものと思われる。増額は補助対象施設の増加（新設3所、既存分園2所）に伴うものであり、妥当である。ただ、本審議会としては、私立保育所の経営状況に厳しさがあることは理解するが、現行のままでは長期・固定化となる可能性の高い補助金と指摘してきている。今後の補助のあり方（逡減補助率の導入、再リース以降の消耗品の更新等については自前支弁とするなど）についての引き続きの検討を要望する。」と、しました。

次は、「中小企業資金融資利子補給金」です。

総合評価は、A評価です。

評価コメントは、「本補給金は、中小企業事業者の負担の軽減と経営の安定に寄与し、市内の中小企業者の育成と振興を図るためのものであり、本市中小零細企業の経営安定化に寄与していることは認められる。増額は、利子補給率の引き下げを行うなどの改善を行うものの、平成24年度に融資枠を拡大したことによる融資利用者の増加が見込まれることによるものであり、妥当とする。しかし、本審議会としては、長期補助となっていることに加え、企業経営の基盤強化は自助努力が基本であることを常に指摘している。利子補給率の圧縮等を含め引き続きの検討を要望する。」と、しました。

次は、「商業振興共同施設設置等事業費補助金」です。

総合評価は、C評価です。

評価コメントは、「本補助金は、商店街が設置する共同施設の設置経費等（街路灯等）の一部を補助することで、商店街の環境を整備し、商業の振興及び市民の利便性の向上を図ることを目的としている。今回の増額は、一商店街の街路灯撤去費用の一部補助としているが、新設はともかく撤去費用にまで市が補助することについては極めて違和感がある。しかも、街路灯撤去後は市民の安全・安心のために市の負担において防犯灯の設置が必至となる。他の商店街との公平性の観点からも疑問である。現行の補助要綱をみると確かに撤去費用も補助対象となっているが、これは既存街路灯の更新や改修の際の撤去を指しているものであり、今回のような全面撤去を想定したものではないと思われる。検討を要する。」と、しました。

次は、「商店街空き店舗有効活用事業等補助金」です。

総合評価は、B評価です。

参考として平成23年10月4日の答申の総合評価は、A評価でした。

評価コメントは、「本補助金は、市内商店街の空き店舗の解消を図り、賑わいを創出し、市内の商店街の活性化及び健全な発展を促進するために商業団体が行う商店街空き店舗有効活用事業（賃借する空き店舗の賃料補助）及び商業活性化アドバイザー派遣事業の一部を補助するものである。平成28年度に当該事業を活用した新規創業（1件）を想定しており、おおむね妥当とするが、具体的な補助対象者が示されず、かつ具体的事業計画も見えない。予算計上する以上はその実効性に期待する。」と、しました。

次に、「エコアクション21認証登録支援事業補助金」です。

総合評価は、B評価です。

評価コメントは、「本補助金は、環境関係の認証制度であるISOの取得までは必要としない市内の中小企業が、それに代わるものとして、比較的安い費用でその認証を得ることが可能な制度であり、市内企業育成の観点からも推奨・奨励すべきものであるといえる。平成28年度において、1社からの認証申請があることを想定しての要求であることから、おおむね妥当とするが、具体的補助対象者が示されていない。単

に予算計上するに過ぎなくもなく安易とも見られる。また、当該認証取得についてのメリット等が今ひとつ見えないことが取得の進まない原因と思われる。メリット等を再度検討され、幅広く周知し、取得気運の醸成に努められることを要望する。」と、しました。

次は、「私立幼稚園心身障害児指導補助金」です。

総合評価は、A評価です。

評価コメントは、「本補助金は、私立幼稚園の心身障害児の受け入れを促進し、幼児教育の拡充に寄与しているものといえる。増額は、対象園児の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。」と、しました。

次は、「私立幼稚園園児補助金」です。

総合評価は、A評価です。

評価コメントは、「本補助金は、私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図るものであり、幼児教育の振興に寄与しているものといえる。増額は、私立幼稚園の増加等、園児の増加が見込まれることによるものであり、妥当である。」と、しました。

次は、「人間ドック等利用助成金」です。

総合評価は、A評価です。

評価コメントは、「本助成金は、国保被保険者に対する保健事業の一環として、人間ドック等を利用する場合の検査費用の一部を助成することで、被保険者の疾病の予防、早期発見及び早期治療に役立て被保険者の健康の保持増進を図るものである。増額は、平成27年度において検査項目の見直し等を行った結果として、追加助成の対象とした脳ドック利用者の大幅増加等が見込まれることによるものであり、妥当である。しかし、本審議会としては、本助成金の趣旨・目的は十分に理解するものであるが、現行のままでは、利用者の増加に比例して助成金が増加することとなり、もしも国保会計の改善がなければ、一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況が限りなく続いていくことに警鐘を鳴らしているところである。数年後には国民健康保険事業の運営が市から県へと移行するとのことであるが、引き続き国保運営協議会等を通じ、対応策等を検討されることを要望する。」と、しました。

計17件の結果、審査対象外1件、A評価13件、B評価2件、C評価1件、D評価は、0件です。

(西村副会長)

「身体障害者住宅改造費助成金」は、ヒアリングで、増額ではなく前年と同額になりそうだという説明でしたが、増額に入れて良いのですか。

(事務局)

予算要求では、増額になっています。査定の中で変更になりました。

答申は、当初の要求額で行います。

(山口会長)

答申案を西村副会長と作成し、来週の審議会で議論していただきます。

答申案は、昨年と同じように平成27年度との比較表をつけ、その増減の内訳は、どのようなものだったのか注記表示します。それに対し、補助金の現状を示し、諮問に向けた20件について判断基準、評価結果、最後に意見を付け加えたいと思います。

人口増による増額は、理解できますが、例えば、身体障害者住宅改造費、エコアクション21認証登録、商店空き店舗有効活用など、事業計画や具体的な候補者が見えない要求がありました。事業費目によっては、補正予算の対応で考えられないかという意見も出ていました。

市単独補助金の中では、安心子ども基金がなくなったために市が負担していかなければならない事態が発生しています。

このようなことを最後に触れたいと思います。

(事務局)

1点、訂正をお願いします。

政務活動費のコメント覧の最後ですが、「前年度予算11月分計上」となっていますが、「前年度予算10月分計上」に訂正してください。

(山口会長)

はい、わかりました。

(西村副会長)

答申の最後、「おわりに」の部分に、ほめることも書いた方が良いと思います。

(山口会長)

私は、委員2期目ですが、1期目より、実行プランの書き方が事務局の指導のおかげで良くなっています。

(西村副会長)

ホームページで、結果を公表するような事業も出ています。以前は、ありませんでした。良いことだと思います。

(山口会長)

エコアクションなどは、メリットを出さないと誰も申請しないと思います。

(安井財政部次長)

そのような対象者がはっきりしないものは、財政部としても問題があると考えますので、財政部長査定で精査し、最終的には、市長査定に委ねるかたちで整理したいと思います。

(山口会長)

補正で計上された商店街街路灯の電気料の補助は、市長決定事項として受け止めますが、10分の10補助には、きわめて疑問があり、C評価になりました。査定評価にあたり、検討いただきたいと思います。

(安井財政部次長)

審議会で頂いた意見は、担当部局で真摯に受け止めて対応しているところです。

意見を頂くことが重要だと思っております。

(山口会長)

これもちまして、本日の会議は終了とします。
次回は、12月9日（水）午前9時30分からです。
ありがとうございました。

閉 議 10時05分

流山市補助金等審議会
会長 山口 今朝勝